

宮古島市日常生活用具給付事業実施要綱

平成28年 3月31日

告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき障がい者、障がい児及び難病患者（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活上の便宜を図るための日常生活用具（以下「用具」という。）を給付及び貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象者)

第2条 用具の給付対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 宮古島市に居住地を有する障がい者等（法第19条第3項に規定する特定施設に入所する直前の居住地が本市にあった者を含む。）であること。
- (2) 別表に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の給付対象者の欄に該当する者であること。
- (3) 障がい者及び障がい者の配偶者（障がい児にあつてはその保護者）の用具の給付を受けようとする日の属する年度（当該用具の給付を受けようとする日の属する月が4月から5月までの間であつては前年度）における市町村民税所得割の額が、いずれも46万円未満の障がい者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象者としなない。

- (1) 法第19条第3項の規定により本市以外の市町村から用具の支給決定を受けた者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）等の規定により、この要綱による用具の給付に相当する給付、貸与又は購入費の支給を受けることができる者
- (3) 別表第2に示す特別障害者手当等受給資格除外要件施設に申請時点で入所している者。ただし、別表の各種目に示す、人口内耳用電池・人工喉頭・ストーマ装具・収尿器を除く。

(用具の種目及び上限額等)

第3条 給付の対象となる用具の給付の種目、上限額、性能及び耐用年数は別表に掲げるとおりとする。

2 用具は、原則として1種目につき1個給付とし、前回の給付から別表の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、再給付しない。ただし、福祉事務所長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる種目の給付個数等については、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 入浴補助用具及び聴覚障害者用屋内信号装置については、対象用具の額の合計額は、上限額の範囲内とする。

(2) 情報・通信支援用具については、1人につき1回限りとする。

(3) 排泄管理支援用具（ストーマ装具・紙おむつ等）、人工喉頭（埋込型人工鼻）及び各用具の貸与（申請時点で用具の利用が5年以内と見込まれる者）については、申請した日の翌月からの給付とし、1回に給付できる数は1か月単位で6か月分までとする。ただし、年度を越えて給付することはできない。

(4) 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付については、1回限りとする。

(用具の給付申請)

第4条 用具の給付を受けようとする障がい者等又はその保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に日常生活用具販売業者（以下「用具業者」という。）が発行する見積書（点字図書の場合は、点字図書給付対象出版施設の発行する点字図書発行証明書）を添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。この場合において、申請者が難病患者等対象要件確認の必要があるときは、これらに加えて日常生活用具給付意見書（様式第2号）も提出するものとする。

2 住宅改修費の申請については、住宅改修費給付申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 工事見積書

- (2) 改修工事前の写真
- (3) 工事計画図面
- (4) 家屋の所有者又管理者の承諾書（様式第3号）（自己所有以外の場合）
（用具の給付決定等）

第5条 福祉事務所長は、前条による申請を受けたときは、調査書（様式第4号）を作成し、給付の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に対して日常生活用具給付決定通知書（様式第5号）又は日常生活用具（住宅改修費）給付決定通知書（様式第5号の2）によりその旨を通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第6号）又は住宅改修費給付券（様式第6号の2。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

3 福祉事務所長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対して日常生活用具給付却下通知書（様式第7号）により、その理由を付して通知するものとする。

（用具の給付等）

第6条 福祉事務所長は、前条第2項の決定通知をしたときは、日常生活用具給付委託通知書（様式第8号）により用具業者に委託して、用具の給付を行うものとする。

2 前条第2項により給付の決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付券に記載された用具業者に当該給付券を提示して、用具の給付を受けるものとする。

3 前項の規定による給付券の提示を受けた用具業者は、第1項による通知書に基づき、当該受給者に対して速やかに用具を納品しなければならない。

（利用者負担）

第7条 受給者又はその保護者は、給付に要する費用が別表に定める上限額以下の場合、用具の給付に要する費用の100分の10（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を負担するものとする。ただし、生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は、この限りではない。

2 別表に定める上限額を超えた場合は、越えた額はすべて利用者負担とする。

3 同一月内の負担額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額に定める額を上限とする。

（用具費の請求及び支払い等）

第8条 受給者は、用具の給付を受けた時は、用具業者に対し、当該給付に要した費用を支払うものとし、支払った額のうち、受給者負担額を控除した額について、請求書及び給付券を添えて、市長に請求するものとする。ただし、受給者の利便性を考慮し、用具業者は、受給者へ用具を給付した時に、当該給付に要した受給者負担額のみ受け取り、受給者負担額を控除した額について、請求書及び給付券を添えて市長に請求できるものとする。

2 用具業者は、福祉事務所長に対して用具費を請求する場合は、請求書及び給付券を添えて、給付券に記載されている支払請求期限内に提出しなければならない。

3 用具業者は、居宅生活動作補助用具を給付した場合は、前項の規定に加え住宅改修後の写真を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 福祉事務所長は、受給者又は用具業者から用具費の適正な請求を受けた場合は、請求を受けた日から30日以内に、当該請求額を支払うものとする。

5 福祉事務所長は、前項の規定による支払いを行ったときは、受給者に対し用具費の給付があったものとみなす。

6 給付券の効力は、用具業者の支払請求期限を超過したときに消滅する。ただし、福祉事務所長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

（用具の管理）

第9条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した場合には、当該用具の給付に係る費用の全部又は一部を市に返還させることができる。

（台帳の整備）

第10条 福祉事務所長は、用具の給付状況等を明確にするため、台帳等に記録し、整備するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	種目	性能	対象者	上限額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚部の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能の有するもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者。ただし、床からの立ち上がり及び起き上がりに介助を要する者に限る。 (2) 難病患者等で寝たきり状態にある者	154,000円 (貸与 1,800円/月)	8年
	特殊マット	褥瘡(じょくそう)防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能の有するもの	(1) 3歳以上で知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童 (3) 18歳以上の下肢又は体幹機能障害が1級で、常時介護を要する者 (4) 難病患者等で寝	19,600円	5年

		たきりの状態にある者		
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が1級で、常時介護又は介助を要する者 (2) 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000円	5年
入浴担架	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもので、浴槽を含まない	3歳以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上で、入浴に当たって、家族等の介護又は介助を要する者	82,400円	5年
体位変換器	障がい者等又は介護者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上で、下着交換、褥瘡の予防又は臥床時の良肢位保持等に当たって、家族等の介護又は介助を必要とする者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	15,000円	5年

移動用リフト	障がい者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	(1) 3歳以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者	159,000円	4年
訓練いす	原則として附属のテーブルを付けるものとする	3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害が2級以上の児童とする	33,100円	5年
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできる器具を附帯しているもの	(1) 下肢又は体幹機能障害が2級以上の学齢以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者	159,200円	8年
簡易浴槽 (給湯ポンプ、ホース等含む)	障がい者等の負担が少なく介護者が容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、既存の浴槽での入浴又は浴室への移動が困難な者に限る。 (2) 難病患者等で入	190,000円	6年

			浴に当たって介助を必要とする者。ただし、既存の浴槽での入浴又は浴室への移動が困難な者に限る。		
洗髪器	空気式等で障がい者等又は介助者が容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、浴室への移動が困難な者で簡易浴槽等での洗髪を含む一連の入浴作業が困難な者に限る。 (2) 難病患者等で入浴に当たって介助を必要とする者。ただし、浴室への移動が困難な者で簡易浴槽等での洗髪を含む一連の入浴作業が困難な者に限る。	18,000円	3年	
自立生活具支援	入浴時の移動、座位の補助、浴槽への	(1) 3歳以上で下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に当た	90,000円	8年	

用具		<p>入水等を補助することができ、障がい者等又は介助者が容易に使用できるもの (設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。)</p>	<p>って、介助を必要とする者 (2) 難病患者等で入浴に当たって介助を要する者</p>		
	便器（差し込み便器）	<p>臥床状態にて臀部下に差し込んで使用する便器</p>	<p>(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者</p>	4,450円	8年
	便器（和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの）	<p>既存の和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者</p>	8,000円	8年
	便器（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）	<p>既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者</p>	8,000円	8年

	く。			
便器（便座・バケツ等からなり、移動可能である便器）	便座、バケツ等からなり、移動可能な便器	(1) 学齡児以上の下肢又は体幹機能障害が2級以上の者。ただし、トイレまでの移動が困難な者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	15,000円	8年
T字状・棒状の杖	十分な強度を有するもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者。ただし、比較的障害の程度が軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補充される者	3,000円 (歩行の必要に応じて2個を限度とする。)	3年
移動・移乗支援用具	転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であつて、必要な強度と安全性を有するもの (住宅改修を伴うものは除く。)	(1) 3歳以上で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000円 (貸与600円/月)	8年

<p>頭部保護帽</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p> <p>A スポンジ・革を主材料に製作されたもの</p> <p>B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作されたもの</p>	<p>(1) 療育手帳の交付を受けた者(児)で、てんかんの発作等による転倒で頭部を強打するおそれのある者</p> <p>(2) 下肢機能障害又は体幹機能障害のうち転倒等により頭部を強打するおそれのある者</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)、又は自立支援医療(精神通院医療)を受給しているもので、てんかんの発作等による転倒で頭部を強打するおそれのある者</p>	<p>A 12,160円</p> <p>B 36,750円</p>	<p>3年</p>
<p>特殊便器</p>	<p>温水・温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たって住宅改修を伴うものは除く。</p>	<p>(1) 学齢児以上で知的障害の程度が重度又は最重度の者で、自ら排便処理が困難な者</p> <p>(2) 学齢児以上の上肢機能障害が2級以上の者で、自ら排</p>	<p>151,200円</p>	<p>8年</p>

		便処理が困難な者 (3) 難病患者等で上肢機能に障害がある者		
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 身体障害手帳の障害程度の種別に関わらず火災発生の感知・避難が著しく困難な者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（児）であって火災発生の感知・避難が著しく困難な者 (4) 火災発生の感知・避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準じる世帯	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火で	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 身体障害手帳の障害程度の種別にか関わらず火災発	28,700円	8年

		きるもの	生の感知・避難が著しく困難な者 (3) 火災発生の感知・避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準じる世帯		
	電磁調理器	障がい者等が容易に使用できるもの	(1) 18歳以上で視覚障害が2級以上の者 (2) 18歳以上で、知的障害の程度が重度又は最重度の者	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい者等が容易に使用でき、歩行時間延長信号送信機能を有するもので障がい者等が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	18歳以上の聴覚障害が2級以上の者	87,400円	10年
在宅療養器等支援用	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害が3級以上で、人工透析を必要とする者(児)のうち、自己連続携行式腹	51,500円	5年

具			膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 (原則として3歳以上)		
	ネブライザー (吸入器)	障がい者等が容易に使用できるもの	(1) 学齢児以上の呼 吸器機能障害が3 級以上の者又は同 程度の障害を有し、 医師に必要と認め られる者 (2) 難病患者等で呼 吸機能に障害があ る者	36,000円	5年
	電気式たん 吸引器	障がい者等が容易に使用できるもの	(1) 呼吸器機能障害 が3級以上の者又 は同程度の障害を 有し、医師の意見書 等により自己排痰 困難であり、当該用 具によらなければ 痰の喀出が困難で あると認められる 者(一過性のもので はなく回復の見込 みがない者) (2) 難病患者等で呼 吸機能に障害があ る者	56,400円	5年
	動脈血中酸	呼吸状態を継	(1) 呼吸器機能又は	157,500円	5年

素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用できるもの	心臓機能障害のうち、その障害の程度が3級以上の者又は同程度の障害を有すると医師が認める身体障がい者（児）であって、当該用具が必要であると認められる者 (2) 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	(貸与 1,000円/月)	
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	医療保険等の在宅酸素療法を受けている呼吸器機能障害を有する者	17,000円	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害2級以上の者	9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の者のみの世帯及びこれに準じる世帯の者	18,000円	5年
盲人用血圧計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上の者。ただし、40歳未満の者については、医師の意見書により血圧計の必要性が認めら	18,400円	5年

		れる者に限る。		
蓄電池	障がい者又は介護者が容易に使用でき、蓄電機能を有する正弦波交流出力が300W以上のもの	(1) 呼吸器機能障害が3級以上の者又は同程度の障害を有し、医師の意見書等により必要と認められる者 (2) 難病患者等で呼吸機能に障害がある者 (蓄電池と発電機はどちらか1つに限る。ただし、必要に応じて併用可能とする。)	80,000円	5年
発電機（インバータ式）*定格出力900VA以上（医療機器が稼働するもの）	障がい者が容易に使用できるもの	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者であって、緊急時の発電機使用に際し自身で責任を負える者 (2) 難病患者等で呼吸機能に障害があり、緊急時の発電機使用に際し自身で責任を負える者 (蓄電池と発電機はどちらか1つに限る。ただし、必要	100,000円	10年

			に応じて併用可能とする。)		
情報 意思 疎通 支援 用具	携帯用会話 補助装置	携帯式で、こ とばを音声又 は文章に変換 する機能を有 し、障がい者 等が容易に使 用できるもの	学齡児以上の音声機 能又は言語機能若し くは肢体不自由者で、 発声・発言機能に著し い障害を有する者	98,800円	5年
	情報・通信 支援用具	障がい者が情 報機器（パー ソナルコンピ ュター）を使 用するに当た り、必要とな る周辺機器や ソフト等。障 がい者が容易 に使用できる もの	上肢機能障害又は視 覚障害の程度が2級 以上の者（児）。ただ し、過去に沖縄県障害 者バリアフリー化支 援事業の助成を受け ていない者	100,000円	1回限り
	点字ディス プレイ	文字等のコン ピュータの画 像情報を点字 等により示す ことができる もの	視覚障がい者及び聴 覚障害の重複障がい 者(原則として視覚障 害2級以上かつ聴覚 障害2級以上)又は視 覚障害1級以上で、点 字を取得しており、就 学、就労に必要と認め られる者	383,500円	6年

点字器	障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害のある身体障がい者（児）	10,400円	7年
点字タイプライター	視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	視覚障害が2級以上の者（児）	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書が再生可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	85,000円	6年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書が再生可能な製品	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	35,000円	6年

	であって視覚障がい者が容易に使用し得るもの			
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	AM/FMラジオ、地デジ放送、緊急警報放送を受信できるもので視覚障がい者が容易に使用できるもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	8,980円	5年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	学齢児以上の視覚障害が2級以上の者	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された文字(画像)等をモニターに映し出せるもの	学齢児以上の視覚障がい者(児)で、この装置により文字等を読むことが可能になる者	250,000円	8年
盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用	18歳以上の視覚障害が2級以上の者	触読式 10,300円	10年

	できるもの		音声式 13,300円	
聴覚障がい者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障がい者等が容易に使用できるもの	学齢児以上で聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000円	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者	聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビ視聴が可能となる者	88,900円	6年

	(児)が容易に使用できるもの			
人工内耳用電池	現に使用する人工内耳体外装置に使用するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの ただし、電池と充電機は併給できない	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装着している者	電池	1月
			2,500円	
			充電機	1年
			18,000円	
			充電器	2年
			24,000円	
人工喉頭	(笛式) 代用音声の用具で、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	音声機能又は言語機能に障害を有し、喉頭を喪失し人工喉頭を必要とする者(埋込型用人工鼻は常時埋込型の人工喉頭を使用しているものに限る)	(笛式)	4年
			5,000円	
	(電動式) 代用音声の用具で、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に		(電動式)	5年
			70,100円	

	音源を口腔内に導き構音化するもの			
	(埋込型人工鼻) 気管孔に取り付けるフィルター及び固定用シールで、鼻の機能の代わりにするもの		(埋込型人工鼻) 23,100円	1 か月
点字図書	点字により作成された図書で月間や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。給付対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除	視覚障がい者（児）	—	—

		く。			
	物品識別装置	触覚だけでは識別できない物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの	学齡児以上で視覚障害が2級以上の者	34,000円	6年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	(消化系) 低刺激性の粘着剤を使用した密着型又は下部開放型の収納袋	膀胱又は直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具を必要とする者	(消化系) 9,200円	1か月
		(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密着型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの		(尿路系) 12,100円	1か月
	紙おむつ等	紙おむつ、洗腸用具、さらし、ガーゼ等の衛生用品	(1) 直腸機能障害又は膀胱機能障害のある者で、ストーマ周辺の皮膚に著しいびらんがある等	11,300円	1か月

の理由でストーマ等の装着が困難な者で、紙おむつ等の用具を必要とする3歳以上の者

(2) 直腸機能障害又は膀胱機能障害のある者で先天性疾患に起因する神経障害による高度な排尿・排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とする3歳以上の者

(3) 脳性まひ等幼児期以前の非進行性の脳原性運動機能障害による高度の排便・排尿の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要とする意思表示が困難な3歳以上の者

			(4) 重度の身体障がい者（児）又は重度の知的障がい者（児）で、常時介助を要する紙おむつ等の用具類を必要とする3歳以上の者		
収尿器	収尿のための用具で、採尿器と収納袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	脊椎損傷又は二分脊椎等により排尿障害があり、排尿コントロールが困難で収尿器を必要とする者	（男子用） 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 （女子用） 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。住宅改修の範囲は次に掲げる購入費及び改修工事費とする。	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する障害等級が3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害が2級以上	200,000円	1回限り

	①手すりの取 り付け ②段差の解消 ③滑り防止及 び移動の円 滑化等のた めの床又は 通路面の材 料の変更 ④引き戸等へ の扉の取替 え ⑤和式便器か ら洋式便器 等への便器 の取替え ⑥その他前号 に附帯して 必要な工事	の者 (2) 難病患者等で下 肢又は体幹機能に 障害がある者 対象者が次のいずれ かに該当するときは、 支給を行わないもの とする。 1 住宅改修におい て申請前に着手又 は改修工事が完了 している場合 2 住宅改修におい て、居住している住 宅が借家等である 場合に、家主等の承 諾が得られないと き	
--	---	--	--

1 貸与は申請時点で5年以内と見込まれる者に限る。

2 別表第2に示す施設以外の入所者の場合は、その人個人に利用するものと市が判断できる場合にのみ支給対象となる。

別表第2（第2条関係）

施設区分	
特別養護老人ホーム	宮古厚生園
	しもじ長生園
	宮古の里
	松風園
障害者支援施設	あけぼの学園

	ふれあいの里
	青潮園
介護老人保健施設	栄寿園
	シルバーケア悠々
指定介護療養型医療施設	宮古島リハビリ温泉病院
児童養護施設	漲水学園
知的障害児施設	漲水学園
病院・療養所	各病院
	各診療所
養護老人ホーム	
救護施設	
更生施設	
肢体不自由児施設	
乳児院	
盲ろうあ児施設	
重症心身障害児施設	
国立保養所	

様式第1号の2(第4条関係)

住宅改修費給付申請書

年 月 日

福祉事務所長 殿

(申請者)

住所

氏名

個人番号

対象者(児)との続柄()

電 話

宮古島市日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定により、住宅改修費の給付を申請します。

対象者(児)	住 所				
	氏 名		生年月日		
	性 別		電 話		
	施設入所希望の有無		1 希望する 2 希望しない		
身体障害者手帳	手 帳 番 号	第 号	交付年月日		
	障 害 種 別	種	障害等級	級	
障 害 名					
疾 患 名					
世帯員 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備考(対象者・児に対する介護の状況等)
給付を希望する理由					

改修を行う 住宅の住所		
改 修 工 事 内 容	区 分	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具
	1 手すりの取付	1 便器
	2 床段差の解消	2 手すり
	3 床材の変更	3 スロープ
	4 扉の取替	4 その他
	5 便器の取替	()
	6 その他	

様式第2号(第4条関係)

日常生活用具給付意見書

対象者(児)氏名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
住 所	
障害・疾患名	
障害・疾患の状況	
必要な日常生活用具	
必要とされる意見及び所見	
上記のとおり意見する。 年 月 日 医療機関名 医療機関所在地 医師氏名	印

※身体障害者(児)は、身体障害者福祉法による指定医に限定されます。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

承 諾 書

(住宅所有者・管理者)

住所

氏名

印

電話番号

私は、下記の表示の住宅に、(申請者) _____ が、別紙「住宅改修費給付申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

住宅の所在地 宮古島市

様式第4号(第5条関係)

調査書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
給付対象者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別		電話		
世帯員の状況	氏 名	年齢	給付対象者との続柄	課税状況			備考
				課 税 区 分	市町村民税均等割	市町村民税所得割	
	非課税世帯	氏 名	所 得	障害年金等	手当	合計	
所得区分	生活保護・(低所得1・低所得2)・一般・一定所得以上						
基準額	見積額		利用者負担額		公費負担額		
円	円		円		円		
月額負担上限額				円		円	
		円					
用 具 名	基 準 額		見積額	利用者負担額	公費負担額		
	円		円	円	円		
合 計	円		円	円	円		
<p>上記のとおり確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">調査者</p>							

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

日常生活用具給付決定通知書

殿

福祉事務所長 印

年 月 日付で申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定になりましたので宮古島市日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により、通知します。

給付番号		給付決定 年 月 日			
対象者氏名		身体障害者 手帳番号	第 号		
給付する用具名 (含む形式規模等)		納入業者			
		納入業者 の所在地			
価格	円	給付を受ける 者又は扶養す る者が支払う べき額	円	公費負担額	円
注意事項	1 用具は、対象又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受ける取る前に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。				

様式第5号の2(第5条関係)

第 号
年 月 日

日常生活用具(住宅改修費)給付決定通知書

殿

福祉事務所長 印

年 月 日付で申請のありました住宅改修費の給付につきましては、次のとおり決定になりましたので宮古島市日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により、通知します。

給付番号		給付決定 年月日			
対象者氏名		身体障害者 手帳番号	第 号		
改修する住宅の住所					
業者名					
業者の所在地					
価格	円	対象者又は扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円
注意事項	1 住宅改修費は、対象又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に反した場合には、費用の全部又は一部を返還してまいります。				

様式第6号(第5条関係)

日常生活用具給付券

①給付番号		②給付券発行 年 月 日	
③対象者氏名		④生年月日	
⑤居住地			
⑥扶養する者 氏 名		⑦対象者の 続 柄	
⑧給付する用具名 (型式、規模等)	⑨ 価 格	⑩給付を受ける者 又は養する者が 支払うべき額	⑪ 公費負担額
	円	円	円
⑫納入業者名		⑬納入業者の住所	
⑭この券の有効 期限	受給者が業者に提 示する期限		業者の公費支 払請求期限
上記のとおり決定する。 年 月 日 福祉事務所長 印			
⑮業者の納入した日	⑯給付を受けた者又は扶養 する者より受領した額	⑰ 受領業者名及び年月日	
	円	受領業者	印
		受領年月日	
⑱用具受領者氏名及び年月日		⑲ 検 収 者	
受領者	印	職 名	
受領年月日		氏 名	印
⑳その他 特記事項			

(注) 本表は、①～⑭、⑱までは所長が、⑮～⑰までは格納した業者が、⑱は用具の受領者又は保護者が記入すること。

様式第6号の2(第5条関係)

住宅改修費給付券

①給付番号		②給付券発行 年 月 日	
③対象者氏名		④生年月日	
⑤居住地			
⑥保護者氏名		⑦対象者との 続柄	
⑧住宅改修工 の内容の内容	⑨価 格	⑩扶養義務 者が支払う べき額	⑪ 公費負担額
		円	円
⑫業 者 名		⑬業者の所在地	
⑭この券の有 効期限	受給者が業者に提示する 期限		業者の公費支 払請求期限
上記のとおり決定する。 年 月 日 福祉事務所長 印			
⑮改修工事の完了 した日	⑯給付を受けた者又は扶養 する者より受領した額	⑰ 受領業者名及び年月日	
	円	受領業者	印
		受領年月日	
⑱住宅改修費受領者名及び年月日		⑲ 確 認 者	
受領者	印	職 名	
受領年月日		氏 名	印
⑳その他 特記事項			

(注) 本表は、①～⑭、⑱～㉑までは所長、⑮～⑰までは格納した業者が、⑱は住宅改修費受領者又は保護者が記入すること。

様式第7号(第5条関係)

第 号
年 月 日

日常生活用具給付却下通知書

殿

福祉事務所長

印

年 月 日に申請のありました日常生活用具の給付については、次の理由により却下することに決定しましたので、宮古島市日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定により、通知します。

(却下の理由)

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福祉事務所長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に宮古島市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると当該裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第8号(第6条関係)

第 号
年 月 日

日常生活用具給付委託通知書

殿

福祉事務所長



次のとおり日常生活用具の給付を決定したので、
受給者から日常生活用具の給付券の提示がありましたら、宮古島市日常生活用具給付事業実施要綱第6条の規定により、期日までに当該用具の納品（設置）をお願いします。

給付券番号		給付決定年月日		年 月 日	
受給者名		住 所			
給付する用具名		用具の引き渡し場所			
価 格	円	給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	円	公費負担額	円
備 考					

様式第1号（第4条関係）

様式第1号の2（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第5号の2（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第6号の2（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第6条関係）